



物価高対応子育て応援手当を支給します

支給対象 ①令和7年9月分（令和7年9月に生まれた児童は10月分）の児童手当を受給している人 ※令和7年9月30日時点で釜石市に住民票がある人
②令和7年10月1日～令和8年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者

支給額 対象児童1人につき2万円（1回限り）

申請方法 支給対象①

市から手当の案内を郵送していますのでご確認ください。
2月13日（金）に、児童手当の支給口座に振込予定です。

原則申請不要です。手当の支給を希望しない場合や振込口座を変更する場合のみ、
市こども家庭課にご連絡ください。

支給対象②

申請が必要です。市こども家庭課へ申請をお願いします。

その他、次に該当する場合も、申請が必要です。



市ホームページ

- 令和7年10月1日～令和8年3月31日までの離婚（離婚調停中も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者

- 児童手当受給者が公務員の場合（職場に手続きについてご確認ください）

※申請書類は、市ホームページに掲載している他、市こども家庭課で配布します。申請受付後、隨時手当を振り込みます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

申請期限
4月15日（水）

問い合わせ 市こども家庭課 子育て支援係 ☎22-5121

釜石税務署
からの
お知らせ

申告書作成会場への入場方法

日 時 2月16日（月）～3月16日（月）9時～17時（土・日曜日、祝日を除く）

会 場 釜石税務署 2階（小佐野町3-8-24）

LINEの
お友だち追加は
こちら



- 申告書作成会場での相談を希望される人は、LINEからオンライン事前予約をお願いします。当日の相談受付は、相談枠に限りがあります。なお、オンライン事前予約は、LINEアプリでの国税庁LINE公式アカウントのお友だち追加が必要です。

申告に必要なもの

- 申告書作成会場では、スマホとマイナンバーカードを使用し、ご自身で申告書を作成、e-Taxにより送信（提出）していただきますので、スマホとマイナンバーカードをお持ちの人は必ずご持参ください。マイナンバーカードに設定した2種類のパスワード*の他、マイナンバーカードの電子証明書が無効化されていないかを来場前に必ずご確認ください。

自宅から申告できる便利なe-Tax

- スマホ（またはパソコン）とマイナンバーカードを利用して、自宅からe-Taxで24時間申告することができますので、ぜひご利用ください。

マイナポータル連携をご利用ください

- 所得税の確定申告書の作成には、マイナポータル連携をご利用ください。医療費控除やふるさと納税などの情報を自動入力することができ、申告書をスムーズに作成できます。

*利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）、署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
パスワードが不明な場合やロックされた場合、市町村の窓口やコンビニなどで初期化が可能です

問い合わせ 釜石税務署 ☎25-2081



釜石市 LINE [公式]



釜石市 X [公式]



釜石市 Instagram [公式]